平成２３年（フ）第１３３号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原１丁目79番地
破産者　金丸　廣通
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第８８号
鹿児島県奄美市名瀬大字小湊229番地１
破産者　榊　　晃弘
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３号
山梨県甲府市上石田４丁目12番10号第２あしざわハイツ405
破産者　諸星　宏治
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４号
岩手県釜石市小川町１丁目７―330　松崎洋方、開始決定時の住所岩手県上閉伊郡大槌町末広町２番15号
破産者　阿部　　健
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第４９１号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前153番地の２
破産者　森山　恵子
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２１号
埼玉県加須市外田ケ谷540番地１
破産者　岡田　重男
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９０号
長野県飯田市山本488番地
破産者　赤木　正剛
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第３８号
長野県飯田市松尾新井6788番地４
破産者　谷口　敏夫
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第７５９６号
大阪市城東区関目１丁目11番19号
破産者　高木　好洋
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９８７号
大阪市福島区鷺洲４丁目４番29号
破産者　則定　秀一
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９００号
大阪府柏原市玉手町24番４―601号
破産者　ミートショップタローこと　寺岡　太郎
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１００８号
大阪府松原市河合１丁目15番21号
破産者　吉田　拓平
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
広島市安佐北区可部６丁目46番21号
破産者　宮本　京子
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７号
大分県佐伯市長島町１丁目11番４号
破産者　後藤　孝文
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第２８号
大分県佐伯市長島町１丁目11番４号
破産者　後藤喜美子
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
青森県八戸市根城４丁目15番４号
破産者　蛯名　コト
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
福島県郡山市台新１丁目１番４号　マイフローラル102号、破産手続開始決定時の住所福島県本宮市岩根字みずきが丘１番地411
破産者　原田　和惠
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
群馬県伊勢崎市境栄81番地２
破産者　三村　　隆
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係